

# 省エネ家電への買換えに補助金ができます！

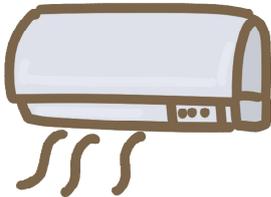
## 「十日町市省エネ家電等買換促進補助金」 (国の重点支援地方交付金活用事業)

予算がなくなり次第  
終了となります！

電気代の高騰に伴う家計負担軽減と、家庭における地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、自らが住居する住宅において、省エネ家電への買換えに伴う購入費等を補助します。

### 1. 対象家電

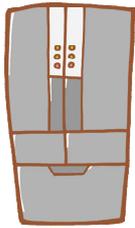
○令和8年4月1日以降に購入・設置した下記の家電（いずれか1種類で1台が対象）



#### ①エアコン

条件：経産省の定める

省エネ基準達成率 100%以上(基準年度 2027 年度)



#### ②冷蔵庫（冷凍庫含む）

条件：経産省の定める

省エネ基準達成率 100%以上(基準年度 2021 年度)

### 2. 補助金：対象経費（消費税除く）の1/5以内

\*千円未満切捨て

補助上限額：①市内に本社を有する市内家電販売店等

➡ 5万円

②市内に本社を有しない市内家電販売店等

➡ 2万5千円

### 3. 主な申請条件 \*必ず「省エネ家電等買換促進補助金交付要綱」をご確認下さい！

- ① 十日町市に住民登録してあり、納期限の到来した市税の未納がないこと
- ② 撤去した家電製品を適切に処分すること(家電リサイクル券(写)の提出が必要です)
- ③ 令和9年1月31日までに「交付申請兼実績報告書」(添付書類含)の提出が完了すること
- ④ 補助対象経費の支払いに十日町市プレミアム商品券を使用しないこと。
- ⑤ 令和5年度から令和7年度までに下記いずれかの補助金を利用していないこと。

注意

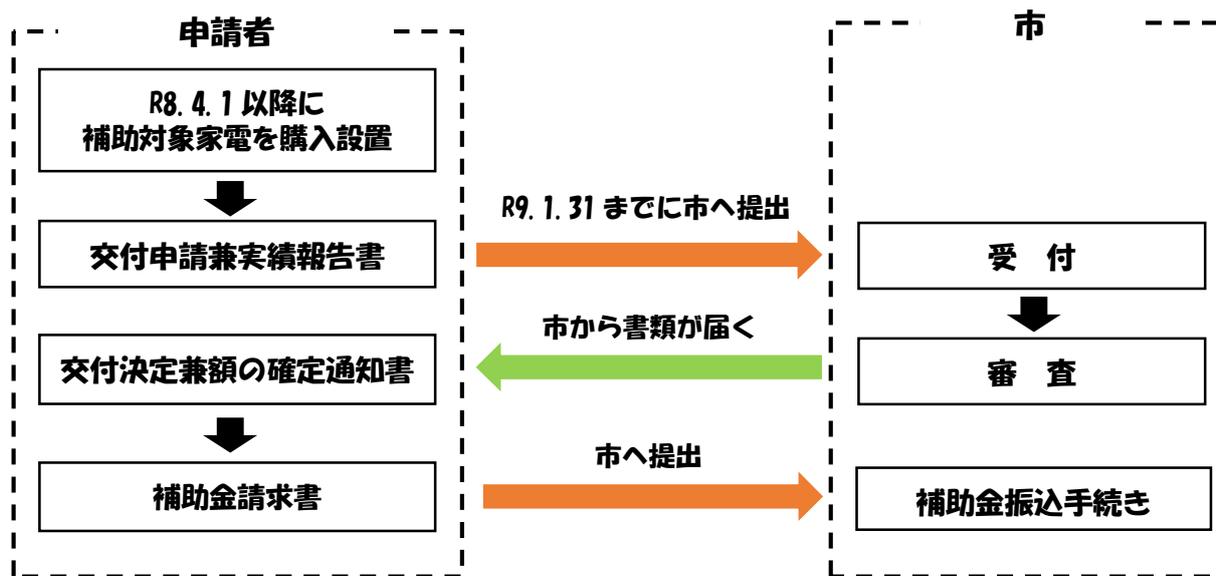
(1世帯1回限り)

- ・十日町市住宅省エネリフォーム支援事業補助金
- ・十日町市省エネ家電等買換促進補助金

- ⑥ 令和8年度に「住宅省エネリフォーム支援事業補助金」を利用しないこと。

(両方の補助金を受けることはできません)

## 4. 申請の流れ



## 5. 申請等に必要な添付書類 \*添付書類が全て揃った段階で正式な受理となります

- ① 交付申請兼実績報告書（直接ご提出いただくか、郵送でも可能）
  - 支払内訳金額、日付、購入品名及び発行者が記載されている領収書等の写し
  - 購入した省エネ家電の規格、構造及び省エネ達成率 100%以上の製品であることが確認できるカタログ等資料の写し
  - 買換え前後の家電の設置状況が分かる写真
  - 納税証明請求書の原本（税務課で証明を受けたもの）
  - 撤去した家電製品の特定家庭用機器再商品化法に規定する管理票（家電リサイクル券）の写し
  - 市長が必要と認める書類（必要に応じて）
- ② 補助金請求書（交付決定兼額の確定通知書を受領後に添付書類も含めメールでの提出も可能）
  - 振込口座の通帳の写し（口座番号・名義が確認できる部分）

## 6. その他

- ① 製品の保証料金並びに既存家電の撤去及び家電リサイクル料金は対象外です。
- ② 市ホームページに Q&A を掲載しておりますのでご確認下さい。

【提出・問合せ先】十日町市環境衛生課エネルギー政策係  
〒948-0056 十日町市高田町六丁目 915-2 エコクリーンセンター内  
電話 752-3924（代表） E-mail: t-kankyo@city.tokamachi.lg.jp